

横須賀市農業用施設等原材料支給要綱

(趣旨)

第1条 農業用施設の補修工事（以下単に「補修工事」という。）及び市が管理する道路、河川又は水路（第5条において「市道等」という。）と隣接する農地の保全工事（以下単に「保全工事」という。）に要する原材料の支給については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用施設 農業者及び農業者の組織する団体が共同で管理している通路及び水路をいう。
- (2) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。

(支給対象者)

第3条 原材料の支給を受けることができるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業者又は農業者の組織する団体であること。
- (2) 原材料の支給後、速やかに補修工事又は保全工事（以下「補修等工事」という。）を行えること。
- (3) 積極的な営農を行っていること。

(支給対象農地)

第4条 支給対象となる農地は、市街化調整区域内に存する農地とする。

(支給対象工事)

第5条 支給対象となる補修等工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補修工事にあつては、2戸以上の受益農家があり、かつ、支給申請に係る代表者が確定していること。
- (2) 保全工事にあつては、市道等への畑土流出を防ぐものであること。
- (3) 農地の造成でないこと。
- (4) 耕作放棄地でないこと。

(支給基準)

第6条 支給する原材料は、U字溝、鉄筋コンクリート柵板、H型鋼その他補修等工事に必要と市長が認める原材料とする。

2 支給する原材料の量は、予算の範囲内において、補修等工事に必要な原材料費（当該補修等工事に当たり必要最低限なものに限る。）に相当する量とし、1件当たりおおむね50万円に相当する量を限度とする。

（支給申請）

第7条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、原材料支給申請書（別記様式）によるものとする。

（完了報告及び施工確認）

第8条 支給の決定を受けたものは、補修等工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に報告し、施工確認を受けるものとする。

（その他の事項）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

原材料支給申請書

年 月 日		
<p>（あて先）横須賀市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 (印)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 法人その他の団体にあ っては、主たる事務所 の所在地、名称及び代 表者の氏名 </div> <p style="text-align: right;">電 話</p>		
申 請 理 由 (現 場 状 況 等)		
施 工 内 容	土地の所在	
	施 工 延 長	
	希 望 す る 原 材 料	
	受 益 農 家 数	
施 工 予 定 時 期		
（事務処理欄）		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。